

学生の皆さんへ

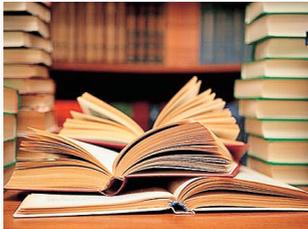
研究倫理とは

I 研究活動に求められる社会規範

近年、研究者による研究活動上の不正行為に関して数多くの報道がなされています。

また、大学生が授業の課題として出されたレポートの作成に際し、インターネット上で公開されている他人の文章を無断借用し、厳しい処分を受ける事例も報告されています。

研究活動は、理系・文系を問わず、学部そして大学院の全ての学生が取り組むものです。学生の皆さんも、研究倫理を遵守することは研究に携わる者の社会的責任であることを自覚し、充実した実りある学生生活を送っていただきたいと考えます。



研究不正防止について、理解を深めましょう。

Ⅱ 研究活動上の不正行為とは

***捏造（ねつぞう）**：架空のデータ、研究成果等を作成すること。

***改ざん**：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、画像など、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

***盗用**：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解、又は適正な表示なく流用すること。

***その他、研究者の倫理又は行動規範に著しく反する行為**

二重投稿：印刷物あるいは電子媒体を問わず、すでに出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されていないこと。

※研究不正行為の定義は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)より引用。

※レポート等で盗用（剽窃）を避けるために

定期試験に代えて実施されるレポートや論文において、盗用（剽窃）等の不正行為が明らかであれば、定期試験での**不正行為（カンニング）と同様の処分**（その科目のみならず当該期の**全登録科目の不合格や停学処分等**）の**対象**となる場合があります。

「他者の先行研究の文章を借用したときは、引用符を付ける」、「長い引用をするときは、例えば、一行あけてインデントを使って分かりやすくする」など、適切な表示を行ってください。

「意図的にやったのではなく、不注意によるものだ」、「偶然の一致だ」、「自分も同じ意見だから、（注釈）はいらない」などの意見は受け入れられないことを理解しておいてください。

Ⅲ 公正な研究活動を行うために

※責任ある研究活動を行うためには、次のことが求められます。

研究者の倫理

（研究の自由と人間の尊厳）（研究の結果に対する責任と配慮責任）
（研究の社会に対する責任説明と公開）

研究者の行動規範

（研究の公正・公平性）（法令の遵守）（誠実性）（研究対象などの保護）（専門性・自己の研鑽）（他者との適正な関係）（差別の排除）
（利益相反の回避）（研究環境の確立）（特許）（著作権）



例1：正しい研究成果を出すために

次の行為は、データの発表や論文発表に当たって、その信憑性を揺るがす行為であり、場合によっては研究不正に繋がる可能性がある行為ですので、こうした行為は行わないようにしてください。

- ・得られたデータを不正確に表記する。
- ・自らの研究の意義をアピールするため、恣意的なデータ解析をする。
- ・データで示されていない結論を述べる。
- ・他の研究者が実験をしても同様の結果が得られない。

例2：研究成果の証明のために

自分の研究が正しく行われたことの証明のため、また、研究成果が自分のものであることの証明のために、日頃から以下のとおり研究データなどの保存に努めてください。

- ・研究過程や結果を研究ノート（含・電子ファイル）に（正確に）記録しておいてください。
- ・研究ノート、貴重な研究データ、研究資料を一定期間、保管しておいてください。
- ・既に発表した研究記録や、他の研究者にとって有用な研究記録を後日見返せるように保管しておいてください。

※ CITI Japan-learning 教材責任ある研究行為：基盤編（RCR）の構成単元より引用

※富山大学では、以下の規程等を定め、研究不正防止に取り組んでいます。

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/prevention/index.html>

研究活動における不正防止

【富山大学研究者倫理・行動規範】

研究者としての自律的行動を徹底するため、本学の研究者自らの意思として定めています。



【富山大学の研究活動における不正防止に関する規則】

富山大学の研究者による研究活動における不正行為の防止及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、定めています。



【富山大学倫理ヘルプライン規則】

富山大学には倫理室が設置されています。倫理室では法令に違反する事実、人の生命、健康もしくは安全を害し、または重大な影響を与える恐れのある事実、業務に係る不正な事実について通報を受け付けるほか、本学の研究者による研究活動上の不正行為に関する通報窓口となっています。



研究活動における不正防止の指針・取組み等

【研究不正防止対応計画書】

富山大学では、研究不正防止対策推進室において、総括計画としての「富山大学研究不正防止対応計画書」を策定するとともに、年度毎に「個別詳細実施計画」を策定し、全学的な研究不正防止に取り組んでいます。

【研究データの保存等に関する指針】

富山大学において保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法、開示方法等に関し、必要な事項を定めています。

【研究費の不正使用防止について】

競争的資金を中心とした公的研究費の管理等の体制について、研究費の不正使用などが生じないように規則等により責任体系、管理体制及び監査体制などを定めています。

【コンプライアンス教育及び研究倫理教育】

研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組みとして、研究機関においてコンプライアンス・研究倫理教育を実施することにより、研究者の倫理感を醸成することが重要とされています。

【参考資料・URL】

- 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- 研究倫理教育教材 日本学術振興会 「研究公正」

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/index.html>

- 国立研究開発法人 科学技術振興機構 (JST) 「研究倫理」

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>



富山大学では、研究倫理教育を通じて、正しい知識に基づく研究活動が行われるよう支援を行い、規程等を定め、研究不正行為の防止に取り組んでいます。

研究者の行動規範に基づく研究の実施と、本学が責任をもって不正行為を防止するという姿勢に基づく研究倫理教育の実施に、理解とご協力をお願いします。



国立大学法人富山大学研究不正防止対策推進室
平成 30 年 3 月

